



がん複合日検診・人間ドックの申し込みはお済みですか？

3月中旬に30歳以上の市民に郵送した「がん複合日検診・人間ドック申込み票」の提出期限は3月20日(月)まででした。しかし、合併に伴い申込方法を変更したため、本年度に限り5月31日(水)まで受け付けます。人間ドックを希望する人は5月31日以降の受け付けはできませんので、早めに係まで提出してください。

●問い合わせ先

健康づくり推進課
健康推進係(西合志庁舎)
☎(242)1183



MR(麻しん風しん混合)ワクチン第2期対象者

4月1日からMRワクチン接種が始まりました。第2期の対象は、麻しんおよび風しんの予防接種を未接種(どちらも罹患していない者も含む)で、5〜7歳の就学前1年の人です。該当者でMRワクチン接種を希望される場合は、母子健康手帳を持参のうえ、合志庁舎総合窓口または西合志庁舎健康推進係へお越しください。予約をお渡します。

●問い合わせ先

健康づくり推進課
健康推進係(西合志庁舎)
☎(242)1183

麻しん(はしか)・風しん予防接種について

麻しんまたは風しんのどちらか一方を予防接種(罹患した者を含む)したもので、未接種(未罹患)の予防接種を希望する人は、下記の市内委託医療機関で接種できます。ただし、麻しんは生後12月から24月未満、風しんは

歯のためにフッ化物塗布



健康で丈夫な歯は、健康の基本です。フッ化物は、歯の質を強くし、ごく初期のむし歯の回復を助け、歯垢の生成を抑えます。

1歳6カ月児健診が済んで3歳児健診を受けていない幼児を対象に実施します。希望者は1歳6カ月児健診会場または3歳児健診会場へ、午後1時15分〜2時までに母子健康手帳と歯ブラシを持参しお越しください。

●問い合わせ先

健康づくり推進課
健康推進係(西合志庁舎)
☎(242)1183

生後12月から90月未満の者に限ります。2歳の誕生日を迎えていない者は誕生日まで2歳以上の者は9月30日まで接種ができます。事前に予約をし、所定の問診票に記入後接種をお願いします。

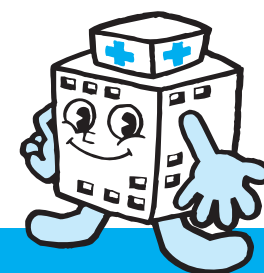
●委託医療機関

- 大森医院(竹迫) ☎(248)0003
 - 宮川医院(栄) ☎(248)2155
 - みやの小児科(幾久富) ☎(248)5800
 - 大竹クリニック(須屋) ☎(344)3232
 - いけざわこどもクリニック(御代志) ☎(242)6633
 - 成松内科医院(須屋) ☎(345)5151
 - 古沢医院(須屋) ☎(338)0822
 - 菊南皮ふ科(須屋) ☎(345)0107
- ※菊南皮ふ科は、風しん予防接種のみ

●問い合わせ先

健康づくり推進課
健康推進係(西合志庁舎)
☎(242)1183

体調はいかがですか？



生活習慣病健診

平成18年度生活習慣病(基本)健診を実施します。もれなく受けられますようお知らせします。

日程

- 6月5日(月)〜7月19日(水)
- 8月21日(月)〜24日(木)
- *原則として金・土・日・祝日を除きます。
- ただし、6月18日(日) 6月30日(金) 7月9日(日)は受診可能です。

受付時間

- 午前8時30分〜11時
- 午後1時〜3時
- ※日曜の受付時間は午前8時30分〜11時となります。

対象者

平成18年4月1日現在で満30歳以上の人

健診会場

養生園(菊池市泗水町)

健診内容

- 身体測定・血圧測定・血液検査・検尿・心電図・内科診察
- ヘモグロビンA1C(糖尿病の指標となります。)
- 生活機能チェック(65歳以上)

健診料金

1,500円(ただし、70歳以上は無料)

持参する物

- 料金 問診票
- ※受診票は40歳以上の対象者へ5月中旬に郵送します。お手元に届かない場合や、30歳代で受診を希望する場合は、お問い合わせください。市の人間ドック助成制度を希望する人は問診票は届きません。
- ※満65歳以上で結核健診希望者は、同日受けることができます。40〜64歳の方は、受診料680円です。

65歳以上の生活習慣病(基本)健診が変わります

老人保健事業の見直しにより65歳以上の人は、転倒・低栄養・口腔のトラブルなど、介護が必要になる原因である『老年期症候群』のサインを発見するために、生活機能チェック(問診と関節の動きなどのチェック)が追加されます。この結果をもとに、生活機能の低下しているおそれのある人を対象に地域包括支援センターが介護予防サービスを実施します。

問い合わせ先

健康づくり推進課健康推進係 西合志庁舎
☎242-1183

お知らせ

中小企業で、退職金を持つことが困難!

中退共制度は、退職金を持つことが困難な中小企業に、中小企業の相互共済と、国

の援助で退職金制度を確立できるよう作られた国の制度です。

●中退共制度の特色

- ・国の制度で安全、確実、有利
- ・適格退職年金制度からの移行先の一つ
- ・掛金を納めるだけで企業の実態にあった退職金制度

●問い合わせ先

中小企業退職金共済事業本部
☎03(3436)0151

学生の皆さん、国民年金は大丈夫?

学生納付特例制度

20歳になったら国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。しかし、学生については申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納だと、万一の病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれます。学生として保険料の納付が困難な人は、必ず申請してください。

ただし、その承認期間は、将来の年金額の計算には含まれないため、年金額を減らさないよう、承認を受けて10年以内に保険料を納付(追納)することができます。(承認を受けて3年度目以降に追納する場合は、当

時の保険料に一定の加算額が加わります)

☆申請手続きに必要なもの

- ①学生証(コピー可)または在学証明書
- ②印鑑(認印)
- ③年金手帳

☆申請場所

健康づくり推進課(西合志庁舎)
※学生本人の前年の所得が一定額以上の場合は、申請が承認されない場合があります。また、前年の所得を確認する必要があるため、申請は、毎年度必要です。

問い合わせ先

- ・熊本西社会保険事務所 ☎355-3261
- ・健康づくり推進課国保年金係(西合志庁舎) ☎242-1183